年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1.ラビリング) フピルギリがる	せん等の概要
------------------	--------

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 47 年 6 月まで

申立期間は、2つの事業所において厚生年金保険の被保険者になっていたが、昭和36年4月から継続して申立期間も国民年金保険料を納付していた。

申立期間の一部については、国民年金保険料を納付したことを示す「国 民年金保険料納入カード」を所持しているので、申立期間について、国民 年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年4月から 47 年3月までの国民年金保険料は、自治会による集金により夫婦一緒に納付しており、その妻の「国民年金保険料納入カード」には、当該期間の保険料について、集金人の受領印が押されていると説明しているところ、申立人から提出された申立人の「国民年金保険料納入カード」には、45 年7月から同年 11 月まで及び 46 年4月から同年6月までの保険料について、集金人の受領印が確認できる。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、その妻も、申立期間を含む国民年金加入期間に未納は無く、夫婦の保険料納付意識は高かったものと認められることから、その妻の「国民年金保険料納入カード」の記録により自治会による集金が行われていたと確認できる期間(昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月まで)にあっては、申立人の「国民年金保険料納入カード」に集金人の受領印の無い期間についても、妻の保険料と併せて申立人の保険料を集金人に渡してい

たとしても不自然ではない。

2 一方、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、申立人は、当初、当該期間も自治会による集金により納付していたと主張していたが、聴取の過程において、申立人の妻が、当該期間に係る妻自身の国民年金保険料領収書を所持していることが判明したところ、自分も納付書により納付したと変更するなど、納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人の当該期間については、当時、厚生年金保険被保険者期間とされていたことから、A市が、申立人の当該期間に係る国民年金保険料納付書を発行したとは考え難い。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたと認め られる。

しかしながら、当該期間のうち、45 年4月から同年6月及び同年8月から 47 年3月までの期間については、厚生年金保険被保険者期間とされており、国民年金の被保険者となり得ないことから、国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月

昭和41年11月7日に、39年12月から41年3月までの国民年金保険料を一括して納付したにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納と記録されていることは納得できない。

申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できる年金手帳を提出 するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳によると、申立人は、昭和 40 年 1 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を、同年 11 月 7 日に納付していることが確認でき、申立人が、この時点において過年度納付が可能であった申立期間の国民年金保険料だけを未納のまま放置しておいたとは考え難いところ、申立人の所持する年金手帳の国民年金印紙検認欄及び国民年金印紙検認台紙欄には、「S39 年 12 月~S41 年 3 月迄 A~振込 現金納入 41.11.7」と記載されている。

また、B町(現在は、C市)の国民年金被保険者名簿によると、申立人の資格取得年月日は、39年*月*日と記載されていたものが40年*月*日と訂正されているところ、当該訂正の理由は不明である上、同名簿の39年度の納付記録欄では、当初、「39年12月から40年3月まで納入済み」と記載されていたものを、「40年1月から同年3月まで納入済み」と訂正しているにもかかわらず、39年12月の国民年金保険料が還付された記録が確認できないなど、当時の行政側の事務処理に不備があったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録においては、申立人の申立期間に引き続く昭和 40 年1月から 41 年3月までの国民年金保険料は、当初、未納とされていたところ、国民年金被保険者名簿及び特殊台帳により、納付済みであることが判明

したため、平成 21 年 12 月 7 日にオンライン記録が訂正されているなど、申立人の納付記録の管理が適切に行われていなかった状況も認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年1月から 62 年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から62年9月まで

申立期間は結婚していたので、夫が私の国民年金保険料を納付していた と思う。

夫の国民年金保険料は納付済みとされているのに、私の国民年金保険料が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「主人が私の申立期間の国民年金保険料を納付していたと思う。」と主張しているが、申立人の所持する年金手帳の「(国民年金の被保険者となった日)昭和57年1月1日、平成元年7月26日届出」との記載により、申立人は平成元年7月に加入手続を行ったことが確認できるところ、申立人は昭和58年11月に離婚していることから、その夫が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は、国民年金手帳に記載された資格取得年月日を根拠の一つとして、その時期から保険料を納付していると主張しているが、この資格取得年月日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡及して記載されることから、保険料納付の始期を特定するものではない。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことを うかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間について保険料を納 付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間 の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年6月まで

平成2年3月、公務員を勧奨により退職し、同年4月1日から翌年3月31日までの1年間は民間会社に就職した。

この会社の離職に伴い、A町役場(現在は、B市)で国民健康保険の加入手続を行った際、60歳に達するまでは国民年金に加入しなければならないと言われたので、その場で加入手続を行い、口座振替で国民年金保険料を納付したと記憶しているのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「民間会社退職に伴い、国民健康保険の加入手続を行う際に、 60 歳に達するまで国民年金に加入しなければならないと言われ、その場で加 入手続を行った。」と主張しているが、当時、申立人は、公務員を退職した ことに伴う退職共済年金の受給権を有していたことから、申立人の申立期間 の国民年金の加入については、任意であったと考えられるところ、申立人に 対し国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見 当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付したと主張しているところ、C金庫D支店の申立人名義の預金口座記録により、平成4年6月25日に3か月分の保険料が引き落とされていることが確認できるが、i) B市が保管している申立人及びその妻の「町税等口座振替依頼書」によると、妻は国民年金保険料の口座振替を依頼しているものの、申立人は国民年金保険料については依頼していないこと及びii) オンライン記録によると、妻の申立期間に係る保険料の納付日は、当該引き落とし日と同日の同

年6月 25 日であることが確認できることから、当該引き落としに係る保険料は、妻の保険料であると推認できる。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月

国民年金保険料は平成14年から口座振替で納付している。

口座の残高が不足していたとしても翌月まとめて振替され、振替ができなかった場合は督促状がくると思うが、一度も督促が無いので、未納は無いものと思う。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、口座振替で納付した。」と主張しているところ、申立人は、A銀行の「預金共通月中異動および残高明細表」(平成 16 年4月から 17 年5月まで)により、申立期間前後の保険料は口座から引き落とされているものの、申立期間の保険料は口座振替されていないことが確認できる。

また、申立期間の国民年金保険料の納付について申立人に聴取しても、「振替ができない場合は通知がくると思うが、一度も通知が無い。」と主張し、口座振替以外の方法で保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、オンライン記録によると、平成 17 年6月に過年度納付書が作成されていることが確認できることから、当該過年度納付書作成の時点においては、申立期間の国民年金保険料は、未納であったことが推認できる上、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、保険料の収納事務が電算化したことにより当時の記録管理の信頼性は高いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、④及び⑥に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③及び⑤について、厚生年金保険被保険者として 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月1日から23年1月2日まで

- ② 昭和23年4月1日から29年4月13日まで
- ③ 昭和29年4月13日から同年7月1日まで
- ④ 昭和29年7月1日から30年4月29日まで
- ⑤ 昭和30年4月29日から同年7月1日まで
- ⑥ 昭和30年7月1日から34年10月31日まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、A社B工場に勤務していたときの厚生年金保険の被保険者期間(申立期間①、②、④及び⑥)は、脱退手当金を支給されたことになっているとの説明を受けた。脱退手当金を請求したり、受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消して、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、私は、昭和23年から34年にかけて、同社で継続して働いていたにもかかわらず、申立期間③及び⑤が空白期間となっている。私は、途中で会社を辞めた記憶は無いので、それらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、④及び⑥について、当該期間における申立人の最終資格 喪失日前後(昭和33年11月30日から35年10月25日まで)に被保険者資 格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている24名のうち、22名に脱 退手当金の支給記録があり、このうち20名は、資格喪失日から3か月以内 に支給決定が行われている上、当時は通算年金制度が創設前であったことを 踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高 いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、A社B工場の資格喪失日から約2か月後の昭和34年12月28日に脱退手当金の支給決定が行われているほか、申立人の厚生年金保険被保険者名簿にも、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が記されているなど、脱退手当金に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間③及び⑤について、オンライン記録によると、申立人と同時期に 同種の業務に従事していた多数の同僚に、申立人と同様に、被保険者記録の 空白期間が確認できるところ、これについて、当該複数の同僚は、「当時は 製糸の原料の不足により会社から休暇を与えられることがあった。休暇中は 公共職業安定所へ行き失業保険を受給した。」と、証言していることから、 申立人についても、当該期間は一時的に同社を離れており、同社での勤務実 態は無かった可能性がうかがえる。

また、申立人は、当時の同僚について記憶が明確でないところ、上記の複数の同僚に聴取しても、当該期間における申立人の継続勤務に係る証言は得られない上、A社(現在は、C社)は、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は現存していないと回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月26日から40年12月29日まで 年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給された ことになっていた。

しかし、当時は脱退手当金の制度自体を知らず、脱退手当金の請求手続を したことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消し、 記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月半後の昭和41年3月14日に支給されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者原票においても、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が確認できるなど、脱退手当金に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を 受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月18日から39年1月1日まで

A社を退職する際、会社から脱退手当金の説明を聞いた記憶も、書類に受領印を押した記憶も無い。申立期間について、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年1月1日の前後1年間に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしている女性45名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、27名に支給記録が確認でき、うち18名が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、当該事業所は、「申立期間当時は、退職者に脱退手当金の制度について説明し、ある程度記入を済ませた裁定請求書を渡していた。」と証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間に係る脱退手当金の裁定年月日や支給年月日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から平成7年11月まで

A市のB社にタクシー乗務員として勤務した期間について、年金事務所に記録されている標準報酬月額と預金通帳により確認できる給与振込額の金額に差がある。月によっては10万円以上の差があり、預金通帳の金額に合わせて標準報酬月額の記録を訂正してほしい。また、預金通帳で確認できない月も記録が誤っていると考えられるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社に勤務した期間(オンライン記録によると、昭和 62 年 12 月から平成4年2月まではC社(申立てに係る事業所と同じDグループ)、同年3月から7年11月まではB社において厚生年金保険の被保険者となっている。)における標準報酬月額と預金通帳に記録されている給与振込額(差引支給額)に差があることから、年金記録に誤りがあると主張しているが、申立人と同じくタクシー乗務員として同社に勤務していた元同僚から提出された申立期間当時の給与明細書によると、当該元同僚は、申立人と同様に給与支給額と標準報酬月額に差が見られるものの、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間当時におけるB社の事務担当者は、「届出や保険料控除を誤って行うことはない。当時は完全な歩合制であった上、売上金額の一定割合を賞与の前払いとして『仮払金』の名目で毎月の給与に合算して支給していた。『仮払金』は報酬月額から除いていたので、標準報酬月額より給与振込額が高くなるのは不自然ではない。」と証言しているところ、上記の元同僚から提出された給与明細書によると、賞与の前払い分が「仮払金」の名目で給与に合算されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下 げられているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月2日から49年2月1日まで

昭和45年4月からA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間は、49年2月及び同年3月の2か月間しかない。申立期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、入社時期は特定できないものの、申立人は、A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和49年2月1日以前から当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、入社日が聴取できた元同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日を確認したところ、このうち複数の元同僚に、自らの記憶する入社日から厚生年金保険被保険者資格の取得まで、3か月から1年11か月の空白期間が認められる上、当該元同僚の一人が「A社は、昭和48年頃に労働組合が設立されるまでは、入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っておらず、きちんと入社と同時に加入させる取扱いになったのは、組合設立後だと思う。」と証言している。

また、Bの回答によると、申立人のC厚生年金基金の資格取得日は、昭和49年2月1日であり、オンライン記録における申立人に係る被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、当該事業所によると、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉 徴収簿等)を保管していない上、このほか、申立人の申立期間における厚生年 金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。